

特別天然記念物喜入のリュウキュウコウガイ産地保存活用計画策定業務仕様書

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

この仕様書は、鹿児島市教育委員会管理部文化財課が発注する「特別天然記念物喜入のリュウキュウコウガイ産地保存活用計画策定業務委託」（以下「業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

この業務は、特別天然記念物喜入のリュウキュウコウガイ産地の指定範囲及びその周辺（以下「調査対象範囲」という。）の保存活用計画を策定するものである。

第3条（業務履行）

（1）受注者は、鹿児島市契約規則、この仕様書、契約書並びに発注者の指示によりこの業務を履行しなければならない。

（2）受注者は、この業務の履行にあたり、業務の目的、内容等を十分に理解した上で業務の遂行を行うこと。

第4条（業務計画）

受注者は業務着手に際し、業務計画書（業務内容、実施方針、業務行程表、打合せ計画、業務体制等）及びその他関係書類を発注者に提出し、その承認を受けるものとする。

第5条（秘密の保持）

受注者は、この業務で知り得たすべての事項について秘密を厳守し、発注者の承認無しに漏らしたり、転用したりしてはならない。

第6条（成果品の所有）

成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可を受けずに他に公表貸与、使用してはならない。

第7条（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、この旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第8条（費用の負担）

業務の協議、検査等に伴う必要な費用は、この仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

第9条（法令等の遵守）

- （1）この業務の調査対象範囲には、国指定の特別天然記念物が含まれており、その価値を減ずることがないよう、文化財保護法に則るものとする。
- （2）この業務は、文化庁の指導の下、業務遂行を行わなければならない。
- （3）業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第10条（中立性の保持）

受注者は、常にコンサルタントとして中立性を保持するよう努めなければならない。

第11条（主任技術者及び技術者）

受注者は、主任技術者及び技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。受注者は、業務の進捗をはかるため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

第12条（官公庁等の協議）

この業務の実施にあたって、関連する官公庁等との協議が必要な場合は迅速に行うものとする。

第13条（受検体制）

受注者は、完了検査に際しては成果品およびその他の関係資料等を整備しておくものとし、管理技術者を立会させなければならない。

第14条（手直し）

受注者は、業務が完了したとき受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

第15条（疑義）

この仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議し、かつその指示に従うこと。

第2章 計画業務

第16条（業務内容）

昭和27年3月29日に国の特別天然記念物に指定された喜入のリュウキュウコウガイ産地について、歴史的環境や貴重な植生等を適切に保存及び活用するための基本的な方針や基準を定め、喜入のリュウキュウコウガイ産地を守り活かしていくために、保存活用計画を策定する。

（1）現況把握

各種文献資料や既往報告書、さらには現地踏査を通して、特別天然記念物喜

入のリュウキュウコウガイ産地の歴史、自然条件、社会条件の把握を行う。また、鹿児島市における上位関連計画や関連施策の整理を行い、市の総合的なまちづくりや各種法規制、条例等との関係性を整理し、当該特別天然記念物の位置づけを明確にする。

(2) 特別天然記念物の価値と構成要素の整理

(1) の現況把握に基づき、特別天然記念物の価値と構成要素の整理を行う。また、指定範囲の周辺環境についても、価値との関係性を整理し、エリアの設定に基づく構成要素の整理を行う。

(3) 保存活用に向けた課題の抽出

特別天然記念物及び周辺環境において、今後の保存活用を進めていくうえで対応を図るべき課題の抽出を行う。課題は、保存管理、活用、整備、運営・体制の観点から整理を行う。

(4) 保存活用の基本理念及び基本方針の検討

(3) で整理した課題への対応を視野に入れ、本特別天然記念物の目指すべき将来像を基本理念として定めるとともに、確実な保存活用を進めていくうえでの方向性を基本方針としてまとめる。なお、基本方針は、保存管理、活用、整備、運営・体制ごとに設定する。策定委員会においては、令和8年度の第2回において骨子を提示し、具体的な検討については令和9年度の第3回において実施することを想定している。

(5) 策定委員会の運営支援（2回）

計画策定にあたっては、各分野の専門家、有識者によって構成される特別天然記念物城山保存活用計画策定委員会を立ち上げ、委員会での審議に基づき計画策定を進めるものとする。受注者は、策定委員会の資料作成、運営支援、協議記録の整理を行う。なお、委員への謝金、交通費等は発注者が負担するものとする。

(6) 庁内幹事会の運営支援（1回）

文化財を活かしたまちづくりへの展開を見据え、庁内の関連する部署による庁内幹事会の企画運営を行う。

(7) 打合わせ協議

策定委員会や庁内幹事会の開催前については、必要に応じて適時実施するものとする。

第17条（協議）

業務打合せは3回以上行うこと。（当初、中間、納入時）

第18条（関係要綱、指針等）

この業務の遂行にあたっては、文化庁監修史跡等整備のてびき、その他、関係要綱、指針等によること。

第19条（土地の立入）

調査のため他人の土地の立入り、又は、一時使用する場合はあらかじめ発注者に報告し、土地所有者の承認を得て行うものとする。また、地元住民と十分協調を保ち、いたずらに摩擦等を起こさないように心掛けなければならない。作業の必要上生じる土地の使用、伐採、踏み荒らしは、特に指示しないかぎり受注者の責任において処理しなければならない。この場合、伐採、物件の除去は最小限にとどめ、必ず発注者の立会いのもとに行うものとする。この規定を守らなかったために生じた補償はすべて受注者の責任とする。

第20条（一般事項）

受注者は、この業務の意図及び目的を十分に理解し、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を満足するよう正確かつ丁寧に業務を実施するものとする。受注者は、業務に先立ち、現地調査等を行い、施工地域の地形、地質、湧水、用排水、気象、植生、占用物件、埋設物等の必要な現地の状況を把握するものとする。受注者は、業務遂行にあたって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、発注者の承諾を得て設計図書にそのことを明示しなければならない。

第21条（資料）

業務で利用した計算根拠・資料等はすべて明確にして整理して提出しなければならない。

第22条（参考文献等の明記）

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献資料名を明記しなければならない。

第23条（成果品の提出）

業務が完了したときは、以下の成果品を業務完了報告書とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

- （１）保存活用計画書案（第16条（１）～（４）に係るもの）
- （２）（１）に係る作成図面
- （３）会議録
- （４）その他関係資料
- （５）（１）～（４）の電子データ（PDF等）

き いれ
喜入のリュウキュウコウガイ
さん ち
産地

記念物（天然記念物・植物）

大正 10 年 3 月 3 日指定

指定特別天然記念物（植物）

昭和 27 年 3 月 29 日指定

所在地：鹿児島市喜入生見町

所有者：鹿児島市

潮間帯（満潮と干潮の間にあらわれる干潟）にできる森をマングローブという。熱帯や亜熱帯の地域では特に波のおだやかな入り江や河口の汽水域に、マングローブはつくられる。毎日濃度の異なる汽水に浸かるという不安定な立地に生活する樹木には浸透圧調節、波浪対策など多様な困難がある。このため、マングローブは特別な形態となって適応している。マングローブをつくる樹種は日本にはメヒルギやオヒルギなどのヒルギ類やマヤブシキなど 7 種類があるといわれ、この中で最も耐寒性がある、北方まで生育しているのがメヒルギである。

メヒルギは、^{ようびょう}幼苗が琉球のこうがい（かんざし）に似ているところからリュウキュウコウガイとも呼ばれる。種子は枝についたまま発芽し、母樹から養分をとって成長する。このため胎生植物とも呼ばれる。一定の大きさになった



幼苗は地上に落下すると波によって移動して、定着する。この浮かんでいる様子がヒルに似ていることからヒルギ（蛭木）と呼ばれる。

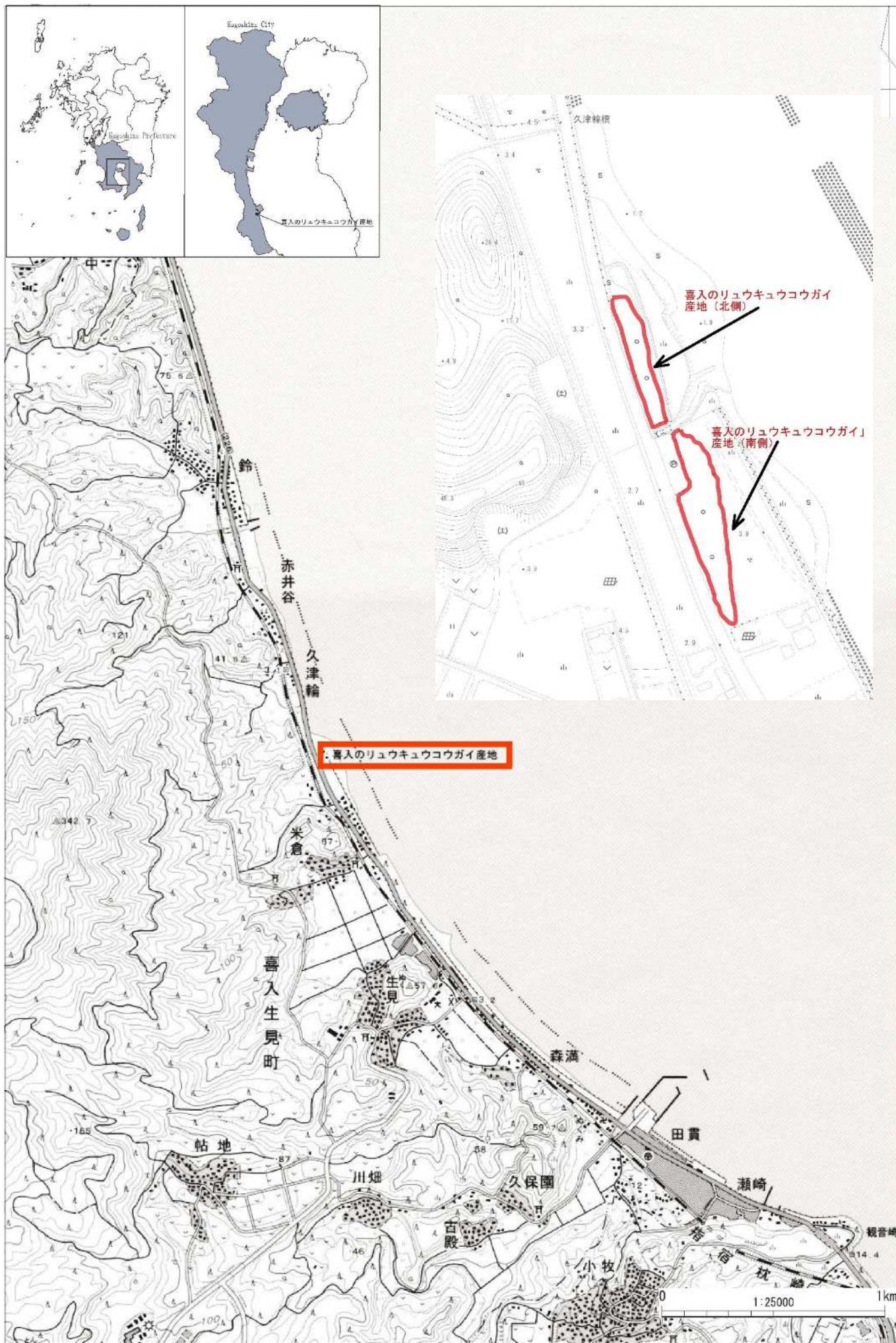
メヒルギの分布は、東南アジアから琉球、種子島、屋久島、南九州までで、喜入のリュウキュウコウガイは北限といわれ大正 10（1921）年 3 月、国の天然記念物としてまた昭和 27（1952）年 3 月には、国の特別天然記念物に指定された。南方のメヒルギは高さ 8m 程度に成長するが、喜入のリュウキュウコウガイは霜害を受けることもあって 2m に満たないものが多い。

群落の来歴は明らかではないが、慶長 14（1609）年、18 代島津家久の琉球出兵に従軍した喜入の領主肝付氏の家臣が持ち帰ったものとする言い伝えがある。厳しい環境の中にあって少なくとも 400 年以上地域で大事に保護され命をつないできた植物群である。



喜入のリュウキュウコウガイ産地





R7・2月 北側



R7・2月 南側

